

子どもの成長を願って

すこやか



Growth

「健全育成懇談会」を終えて

町青少年健全育成推進協議会事務局
(生涯教育課内) ☎ 32-6193

本年度も青少年健全育成推進地区で「健全育成懇談会（育成懇）」を開催しました。本年度は幸町、多平野、阿部田、新阪手自治会が健全育成推進地区の指定を受けられ、さまざまな取り組みをされています。その一環として推進自治会にて住民の人たちがこの育成懇談会に参加され、子どもの健全育成について話し合いをされました。

あいさつはつながり作りの原点

例年、育成懇ではあいさつが人と人をつなぐ基本であるという意見が出されています。しかし、子どもを外で見かけることが少なく、子どもと触れあう機会が少ないという意見や地域の活動で大人と子どもが関わる機会も少ない自治会がありました。反面、地域活動に子ども達も参加

し、顔見知りになる機会があることで、抵抗なく声かけができていた自治会もありました。大人から継続的に声をかけることで子どもとの距離が近くなるのが期待されます。

子どものしつけの基本は家庭

子どもの行動にもっと関心をもつこと、子どもに向き合うことが大切であるとの意見がありました。あいさつについても家庭での姿勢が子どもに影響します。親の姿を子どもにしっかりと見せることが、子どもの成長につながります。

今年度の活動の継続を

地域活動として子ども会や老人会などとともに行う活動を取り入れることの重要性も出されました。今年度のつながり作りの活動を、来年度以降も続けてほしいとの助言をいただきました。現在は地域ぐるみの子育てが求められています。そのため、日頃から地域の活動を介して大人の交流を深めることが、子どもの健全育成につながると確信しました。

◇ ◇

以上が今回の育成懇で出された特徴的な内容です。地域づくりの参考にしていただければと思います。

最後にこの懇談会の開催にあたってご協力いただいた助言者の皆さんや推進地区自治会の皆さんに御礼申し上げます。

今やろう！ 防災アクション



Vol.19

☎ 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

災害電話サービス登録受付中！

「災害電話サービス」は、気象情報など防災行政無線で放送する内容を、固定電話などへ伝達するサービスです。音声伝達を行うかFAXによる文字伝達を選択でき、防災行政無線が聞き取りにくい人や聴覚障がいのある人でも内容を確認することができます。

利用には登録が必要です。利用を希望する人は、申込書（町ホームページか防災課窓口に設置）に必要事項を記入いただき、防災課へ持参してください。



申請前にご確認ください

- 電話回線を使用するため、配信までに時間を要する場合や配信できない場合があります。
- 電話で聞いたら最後に「#」を押してください。（「#」を押さなかった場合は再度電話がかかります）
- 毎年継続申請が必要になります。（毎年4月より新年度受付を行います）

犯人からの電話による被害に遭わないために

特殊詐欺から身を守ろう

☎ 防災課安全防災係 ☎ 34-2059

1. 留守番電話に設定しよう

犯人は声の録音を嫌います。常時「留守番電話」にセットしておきましょう。留守番電話のメッセージを吹き込み直すのも効果的です。

例：「ご用件の方はお名前とご用件をどうぞ。身内の方は合言葉をどうぞ」「振り込め詐欺対策として、お名前とご用件を確認しています」など

2. ナンバーディスプレイ機能や特殊詐欺対策用機器を活用しよう

相手の電話番号を確認できるナンバーディスプレイ機能のほか、電話に出る前の警告表示や、会話の自動録音機能が付いた機器の利用もおすすです。（町役場では自動録音機の貸し出し事業を行っていません）

3. かかってきた電話番号が正しいものか確認しよう

相手の所属や名前を聞き取り、電話帳で電話番号を調べなおしてかけなおしましょう。「携帯の電話番号が変わった」と言われたら、必ず元の番号に電話して確認しましょう。

消費生活 ニュース



キャッシュレス決済の社会が やっけてきます！

☎ 住民保険課 戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

来年の東京オリンピック・パラリンピックや2025年の大阪万博などに向けてキャッシュレス化が推進されています。



支払方法が多様化・複雑化しているため、よく理解できないままキャッシュレス決済したことが悪質業者に利用され、消費者トラブルにつながることもあります。自分に合った支払方法を確認しながら利用するようにしてください。

Q. キャッシュレス決済とはなんですか？

A. クレジットカードや電子マネーなどを利用して、現金を使わないで行う決済方法です。

Q. どうしてキャッシュレス決済が必要に？

A. キャッシュレスに慣れている外国人観光客への対応。現金の

取り扱いに関わる費用（人件費など）の削減。データの活用などのためです。

Q. どのような方法がありますか？

A. 主に4種類の方法があります。

● クレジットカード

信販会社から支払い能力などの審査を受けて発行されたカードを使い、代金の立て替え払いをしてもらう。

● 電子マネー

お金の価値を電子データに変えて記録保存し、その受け渡しによって支払う。チャージ式・プリペイドカード・プリペイドギフトなどがある。

● デビットカード

商品やサービスを購入すると同時に銀行口座から代金が引き落とされ、その場で支払いが終わる。

● スマートフォン決済

スマートフォンに各種決済アプリを入れて、アプリ上で決済をするサービス。タッチ決済とコード決済（QRコード・バーコード）がある。

消費生活相談

商品やサービスに関する相談

日時 毎週火・金曜日
(祝日、年末年始を除く)

午前10時～午後3時

場所 町役場1階1C相談室

担当 消費生活専門相談員

相談方法 面談・電話

☎ 32-2901 (内線174)

Q. 良い点はありますか？

A. 支払いがスムーズで、小銭やお札を数える手間がなく、お釣りもないのでスピーディー。割引やポイント付与もあります。

Q. 悪い点はありませんか？

A. 仕組みが複雑で、分かりにくい。お金を使う実感がなく、使い過ぎてしまうことも。紛失や盗難に遭ったとき、届け出や手続きが必要になります。

Q. 安全に使う方法はありませんか？

A. 購入内容や支払い先などを良く確認してから支払う。カード番号や暗証番号などは漏らさない。利用しない決済サービスは解約し、整理しておくなどです。

Pick UP 町公式Instagram



田原本町公式Instagramの6・7月の投稿から、広報担当者イチ押しの写真を紹介します。



▲自分だけの手作り歯ブラシスタンド



▲唐古の花畑に咲くひまわり



▲夕焼けの楼閣

人、モノ、風景、イベントなどを「#たわらもとfun」をつけて投稿しています。

右のQRコードからフォローをお願いします。

